

入札公告（説明書）

令和 7 年 6 月 10 日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和 7 年 4 月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の 6-1-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1. | 契約件名 | 道央自動車道 湿塩散布車購入 |
| 2. | 業務内容 | WT0 の場合【調達機関番号：417 所在地番号：01 品目分類番号 17】
納入場所、数量及び納期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
(電話) 011-896-5777
(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 郵送入札 |
| 6. | 単価表 | 必要…入札者に対する指示書[10]を参照のうえ、様式については金抜設計書を基に作成すること |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[23]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：無
部分払の有無：無 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』6-2-1 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 本件競争入札においては非該当 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 本件競争入札においては非該当 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 有 |
| 14. | その他 | 特記事項なし |

以 上

入札手続き日程

入札公告日		令和 7 年 6 月 10 日
1	審査基準日	下記 3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和 7 年 6 月 24 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	入札公告の日から令和 7 年 6 月 24 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』6-2-2. ～6-2-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[6] に従い、書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により本書『調達手続の概要』4. 契約担当部署（以下「契約担当部署」という。）へ提出すること。郵送の場合の提出部数は 2 部とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 7 年 7 月 11 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和 7 年 6 月 24 日 16 時 00 分

		書留郵便等（提出先は契約担当部署）または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。また、電子メールの総ファイル容量が 15MB（メール本文の容量を含む）を超える場合は、電子メールでの受信ができないことから、15MB を超えない容量に分割のうえ提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 【提出書類】 別添 様式集に定める参考見積書様式及び添付書類 【提出部数】 ・書留郵便等の場合：CD-R 2 部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存） ・電子メールの場合：データ 1 部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和 7 年 7 月 14 日から令和 7 年 7 月 28 日 【実施方法】 Web 会議システム、電子メール又は電話により行う。 なお、担当者連絡先届に記載された担当者宛に連絡を行う。
12	訂正参考見積書提出期限	令和 7 年 8 月 4 日 16 時 00 分 【提出方法】 上記 10 に示す参考見積書の提出方法と同じ 【提出書類】 別添 様式集に定める参考見積書様式 添付書類については、契約責任者または見積確認担当者から提出要請があった場合、または、入札参加者が必要とする場合は提出すること。 【提出部数】 ・書留郵便等の場合：CD-R 2 部（見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存） ・電子メールの場合：データ 1 部（見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存）
13	入札書の提出期限	令和 7 年 8 月 21 日 16 時 00 分 ※『共通入札公告』の 6-3-1 に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]から[12]に従い、書留郵便等（提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。

14	開札日時	令和 7 年 8 月 22 日 10 時 30 分
15	開札場所	NEXCO 東日本 北海道支社 入札室
16	本件競争入札に関する 質問受付期間	入札公告の日から令和 7 年 8 月 13 日 16 時 00 分まで 【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日 16 時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与） 申込期間 （設計業務成果品等）	本件競争入札においては非該当
19	資料の掲載予定日 （参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

契約件名		道央自動車道 湿塩散布車購入
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式
	落札者の決定方法	自動落札方式
	評価値の算出方法	本件競争入札においては非該当
	見積活用方式の有無	有
	審査時期	事前審査
競争参加要件	企業の履行実績	平成２２年度以降における納入実績又は製造実績について、次のいずれかの条件を満たすこと。 ①同種機械の納入実績又は製造実績があることを証明できること。 ②商社又は代理店等で、同種機械の納入実績がない場合は、同種機械の製造実績がある製造者の代理店等であることが証明できること。
	その他	【同種機械】湿塩散布機 ※同種機械とは「東日本高速道路株式会社 維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書」の「湿塩散布機Ａ」もしくは「湿塩散布機Ｂ」に示す機械性能・主要諸元・装置と同等程度の機械仕様を満足する機械 １．技術指導を行う技術者 直営工場もしくは協力会社工場において、当該機械の運転及び取扱いについて技術指導が出来る十分な知識を有する技術者がいることを証明できること。 【求める技術者の資格】二級ジーゼル自動車整備士 ２．アフターサービス体制 ①直営工場もしくは協力会社工場が納入場所から２４時間以内に到着出来るところに１箇所以上確保していること。なお、協力会社工場等の場合は協力会社工場であることを契約書等により証明ができること。 ②上記工場が、「自動車分解整備事業」の認証または「指定自動車整備事業」の指定を受けていること。 ③故障発生時緊急時において、上記工場に所属する技術者（二級ジーゼル自動車整備士資格取得者と同等以上）と休日夜間に関わらず連絡がとれる体制を有していること。 ３．メンテナンス部品供給体制 ①一括対応できる窓口があること。 ②部品供給可能年数が当該機械の生産中止後１０年以上であること。